

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	生活支援課

契約業者名・住所	株式会社日立システムズ 千葉支店 千葉県千葉市中央区富士見二丁目20番1号
工事等の名称	松戸市生活保護システムガバメントクラウド利用関連サービス
工事等の場所	松戸市根本387番地の5 松戸市役所内
種別	委託契約
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	月額 金1,083,500円 うち消費税及び地方消費税額 金98,500円 期間総額 金13,002,000円 うち消費税及び地方消費税額 金1,182,000円
工事等の概要	松戸市が利用する生活保護システムが安定して稼働することを目的とし、そのためにガバメントクラウド上で稼働する際に必要となるAWS環境の管理・監視を行う。
随意契約の理由	<p>松戸市生活保護システムガバメントクラウド利用関連サービスに係る業者の選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 松戸市生活保護システムの構成を熟知していること。</li> <li>2. 松戸市生活保護システムが稼働しているガバメントクラウドについて熟知していること。</li> <li>3. 松戸市のネットワークポリシーを熟知していること。</li> <li>4. 障害発生時、端末・ネットワーク・パッケージソフト・ハード原因の特定が迅速に対応できること。</li> <li>5. 個人情報管理及び松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。</li> </ol> <p>よって、本業務に係る業者選定にあたっては、これらを中心に、総合的な判断に基づく裁量に委ねられる部分が大いと考えられる。選定業者である株式会社日立システムズ千葉支店は、前条件をクリアするとともに、現行の生活保護システムの導入業者であり、環境・設定作業等を熟知していることから、最も適切な業者であると思料される。</p> <p>従って、本業務の性質および目的が競争入札に適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。</p>